

午後 1 時 20 分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより同一議題について 3 回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第 1 号平成 25 年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告についてを議題といたします。質疑はありますか。12 番桑野博明議員。

○12 番（桑野博明君） 済みません、3 ページ、上から 2 番目、中心市街地整備事業、4 億 4,585 万円のうちの翌年度繰越明許 3 億 8,600 万円、86.8% ぐらいの繰越明許なってるんですが、理由は何でしょう。

○議長（手嶋源五君） 市街地活性化推進室長。

○市街地活性化推進室長（井上 浩君） まちづくり事業につきましては、毎年度予算の申請をしておりますが、基本的には 25 年から 29 年の 5 カ年で都市再生整備計画という国の交付金の事業認定を受けて、その認定後に事業に着手してるところでございますが、25 年度につきましては第 2 期の初年度ということで、その事業認定を受けまして、それから事業予定箇所の測量調査、補償調査、それから各権利者への交渉という形で事業を進めております関係で、今回の繰越につきましては、25 年度から継続して交渉しておりました最終的な土地や補償物件の契約が至らなかった部分について繰越をしておきまして、現在その 25 年度の繰越分も含めまして、26 年度の予算とあわせて事業関係者と協議しながら契約交渉進めるところですが、その事業進捗につきましては、繰越分の約 3 割については、もう既に契約を執行してる状況でございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 今、御質問の中で、金額と翌年度繰越額の八十何% ちゅう数字、議員の方、申されたわけでございますが、金額等の御説明を申し上げます。この金額といいますのは、御存じかもしれませんが、補正予算のときに繰越明許を設定した額でございます、事業費総額ではないということで御理解をお願いしたいと思います。御存じかもしれませんが、再度確認をさせていただきます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第 2 号平成 25 年度朝倉市下水道事業特別会計予算の繰越明許費の報告についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第3号平成25年度朝倉市土地開発公社の決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第4号平成26年度朝倉市土地開発公社の事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第5号平成25年度公益財団法人あまぎ水の文化村の決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 内容じゃなくして、今度の決算書のつくり方ですけども、平成24年度の今までの決算報告書とつくり方が随分変わったなと思いながら見たんですけども、まず組織図、今までは公益財団法人あまぎ水の文化村の管理運営執行体制とかの表も組織図も載っておりましたけれども、今度からなくなったと。そして収支計算書も正味財産増減計算書内訳表の中から読み取らなければならないのかもしれないかもしれませんが、ちょっと私、勉強不足でなかなかこの報告書からは収支計算書が読みづらいんで、前年度の平成25年度の予算もこの決算書には表示が出てきてないんで、ちょっと今回、えらい見づらいなど。まして字もえらい小さくなったなと思いますけども、そこら辺をちょっと何でそうなったのかを教えていただきたいと思いますけど。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（井上宏一君） 今回の決算書につきましては、公益財団法人あまぎ水の文化村が公益法人会計基準に従いまして作成をしました報告書でございます。あまぎ水の文化村の理事会、評議員会にこの決算書を提出いたしまして承認を受けたところでございます。

今、議員のほうから言われました組織図等につきましては、先ほど申しました所定の様式からは外れてるといような状況でございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（片山 潔君） ただいま担当課長のほうから御説明いたしましたが、この背景には財団法人から公益財団法人に移行したことに伴いまして、関係の財務諸表の様式が変わったということでございます。この件につきましては、公認会計士の指導等を受けまして作成をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 収支計算書、収支の内容が非常に読みづらくなりましたので、そこは担当課のほうに勉強に行きますのでよろしくお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第6号平成26年度公益財団法人あまぎ水の文化村の事業計画についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第7号平成25年度株式会社ガマダスの決算についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第8号平成26年度株式会社ガマダスの事業計画についてを議題といたします。質疑はありますか。18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） これ、三連水車の里とも関連する質問なんで、一括して関連してしますので、ここで質疑したいと思います。

1点は、24年度決算におきましては非常に厳しいいろんな外部的な豪雨災害等の事情がありました。売上もかなり落ちてまして、しかし努力されてるということで、25年度は実績も上がってきた、そういうことでは非常に評価してます。

1点目は、三連水車の里、外部販売について、これ見ますと、詳細にということよりも、金額これぐらいで、こういうふうになりましたと書いてあるんですよ。特に三連水車の場合は売上実績が下がってる、ことしも3,100万円ぐらい下がってるんですけども、しかし外部で非常に頑張ってるということは非常に評価すべきであると。

こういったものを今後頑張ってもらいたいと思いながらガマダスのほうも見ますと、外部販売で頑張っておりますとは書いてあるんですけども、これから26年度に向けてかなり厳しい、今の状況ではこういったものが出せてないようなことではいかんのではないかと。だからレジにおける、あるいはその他の売上が伸びてくるのはもう当然、努力して頑張ってもらいたいという気はしますが、外部販売もいろんな方法があると思いますので、これ報告ですから、これは事業計画も含めて、私どもが見て、やっぱり、ああ、なるほどねと、三連水車のほうは何千万円、4,600万円ぐらい上がってるというふうな書き方をされてますが、ガマダスのほうは書いてないということでは、書けない状況があるのかなという推測をせざるを得ない。

實際上、そういうことであるならば、26年度のときに、この今、私が質疑しておるこの報告書の中に具体的に頑張りますとか、何とかでいいです、きょうの段階では実際、布木

専務とかも話をしまして、いろいろ努力してるということです。ただ、書き方として、今後はそういったものの実績がわかるように、ああ、やってるんだなど、そういうふうな形で評価できるような形で書いてほしいなというのが1つです。

それともう1点は、前々から言ってますパン工場の件についてですが、これはここにも書かれていますように、4月公募して、9月ですか、オープン予定と。これについて経過報告、今の状況で本当に9月にできるのかというふうなことで、内部的には全然、その後の報告も受けてませんし、私も承知してませんので、今後の推移といいますか、この書かれておる9月オープンが可能なのかということと、どういうふうな状況かをお知らせ願えれば、この2点についてお伺いいたします。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（仲山茂木君） 先ほどの質問の第1点目、外部販売の件ですけれども、外部販売につきましては、今、ガマダスのほうは主要が7カ所、取引をされております。どちらも多いところで何百万円かあるところがございます。朝倉街道のところ、店自体がリニューアルオープンされてますんで、またそこで今年度リニューアルオープンされましたんで、そこでまた今年度新たに上乘せができるだろうと思っております。

それと、この数字につきましては、一番最後のページ、5ページ、これ、のせてます、手数料だけですけれども、受託販売手数料ということで、外部販売手数料ということで26年度で5,250万円上げているところがございます。

それと、パン工房につきましては、9月オープンごろを目指してるところで、6月の1日から6月の15日までで内覧会の募集をしております。会社に聞くと、数名の申し出があった、7名の申し出があったそうです。今、市としても空調設備の今、工事をやってるところでございます。あくまでも、あくまでもといいますか、パン工房は9月ごろオープンちゅう目指してやってるところでございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 1点目の後段について、課長、1点目の後段、私たちはこれを詳細に検討してどうするかという話じゃないんで、三連水車のように組みながら、ああ、そうかと、こっち行ったらいろんな考えが出てきますので、この中身に三連水車の里のような形で、これつくってる、決算してるところが違うということだったんで、作り方も違ってるとすよね、微妙に。だから表舞台といいますか、後ろのほうに書いておりますよてから説明受けるようじゃいかんで、自信持って言えるんだったら、表舞台の一番最初、2ページ、3ページのところに自信持って書いてくださいという要望してるんですよ。来年そういうふうな形でしてほしいということ。

それからパン工房については全面こちら、私個人としてはもうぜひ頑張ってほしいという気持ちですので、いかなるものができて、どういう形になるかは知りませんが、部長、

あるいは課長、そして社長の市長も含めて前向きにこれが9月以降できるように頑張ってもらいたい。これはぜひそういうふうな激励の言葉としてとってほしいと思います。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（熊谷鉄夫君） ただいま課長が申し上げ、議員の御指摘に答えましたけれども、追加で述べさせていただきます。

1点目の決算書関係につきましては、きちんこの後、三連水車も出てまいりますけれども、損益計算書あたりも文言も違いますし、できるだけ統一をさせて、わかるようにさせていただきます。

それから、外部販売の件でございますけれども、ガマダスのほう、ファームステーションバサロにおきましては、従来お店側が買い取って販売をしておりました。それを売上が下がりましたので、店が、バサロのほうが責任を持って取引をするという形になりましたので、出先のお店の負担がなくなりました関係で、今後伸びていくものというふうに思っております。

それから2点目のパン工房でございますけれども、一応、9月オープンを予定しておりますが、選定業者の業務内容によりましては、排水ピット、それから浄化槽へのつなぎ込み、こういうものが油関係が特に多いものがもし選ばれたときには、若干工事をまた追加する必要がございますので、若干の猶予が必要かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 事業計画書を見せてもらいますと、さっきも言われますように、大変努力をされておるといのはよくわかるんですけども、まずお尋ねといいますか、要望したいというのは、まずはガマダスのほうでありますけれども、大手山公園、これはもう管理委託しておりますけれども、ほかの部分で最大努力をされておりますけれども、結果的にはここが足を引っ張っておるといような状況で、赤字がこの計画書の予算書から見ましても、26年でも1,400万円のマイナスになってきてるわけです。このあたりはやっぱり市の施設でもあるわけでありまして、指定管理はしてるとはいいながら、努力はしてもらっておると思いますが、何とかやっぱり市も一体となって、この辺のやっぱり利益がもう少し上がるような対応策が私は必要ではないかな、そのように思っております。

これは議題になってませんが、三連水車の農業についても同じです。そこがやっぱり連続でマイナスになってきておる。そこあたりも何とかやっぱりプラスになるような努力が必要ではないかなと思いますので、そこあたりの考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（熊谷鉄夫君） ただいまの件、まずは農業公園のほうでございます。確かに赤字が非常に大きゅうございますが、今年度の赤字につきましては、1つ昨年、パン

工房を閉鎖させていただきました。その折に職員がパートさんあたりまで含めて8名、9名ぐらいおりました、そのうち正職員を含めます5名が残りました。したがって、その配属先に基本的にはファームステーションバサロのほうに配属をしたわけでございますけれども、1名を農業公園のほうに上げましたので、人件費が高騰したと、その結果、マイナスが大きくなったということでございます。

それから、バサロのほうが非常に黒字の経営のように決算書上はなっておりますが、人件費の組み方1つで随分変わってまいります。この後、言い方は悪いんですけども、契約が切れたり、従来パートで賄っていた方々をパン工房がなくなって雇用を継続しております方々に担っていただくというような形になれば、若干の改善は見られるものというふうに思っております。

基本的には市といたしましては、もともと株式会社ガマダスは耕作放棄地をなくすために、担い手会社として、支援会社としてつくられたわけでございますけれども、利益が上がらないということでファームステーションバサロをつくり、管理を任せました。つまり利益部門と、公園というのはもともと、それほどもともと農業体験実習館という形で作りましたものですから、利益の上がるもの、言い方は悪いんですけども、そういうものでございます。

したがって、利益が上がる部門と上がらない部門で調和をさせてやっていくというのが本来でございました。ただ、やはりどうしても利益の問題が出てまいりましたので、16年でございましたか、17年でございましたか、農業部門を取りやめた経過がございます。

私ども、市としましては、ファームステーションバサロだけであれば、多くの方が経営に参加したいと思われると思いますので、農業公園も本当ににっちもさっちもいかないというような形になれば検討もいたしまししょうが、基本的にはバサロと山の上の農業公園をリンクさせて振興を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。山の上も今度はシイタケの駒も打ちましたし、今、ある方に見せてくださいとお願いをしておりますが、葉ワサビあたりも作付を始めております。あそこで収益が生めるかどうかというのはわかりませんが、少なくともバサロとリンクをさせて来場者数はふやすことができるのではないかとこのように考えておるところでございます。

同様に三連水車の農業部門でございますけれども、三連水車のほうも当初のハウスを設置いたしましたために、この負担金というのが物すごく大きくなっております。あと1年半ぐらいではなかったかと思っておりますけれども、おおむねこれで400万円近くの負債がなくなるような形になります。イチゴのほうも作付、耕作者と申しますか、職員が少しずついいものをつくっておりますし、借りておりました農地につきましても、今度出荷組合の役員さん方がかわられましたので、そちらと早々にお話をもうさせてもらっております。今期にはっきりとした答えを出して、出荷組合が使うものか、あるいは少し年数残りながらも返還するか、そこいらはきっちりその状況を見て決めていきたいというふうに考えて

おるところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第9号平成25年度株式会社三連水車の里あさくらの決算についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第10号平成26年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画についてを議題といたします。質疑はありますか。12番桑野博明議員。

○12番（桑野博明君） 済みません、5ページで太陽光発電の施設を設置をいたしております。ここに書いてあるに環境学習とか普及啓発というのはわかるんですが、その下、農産物のみではない電力の地産地消のモデル施設としてというふうに書いてあるんですが、一番最後の経営計画書を見ると、水道光熱費が100万円ぐらい上がってるんですね。これは地産地消という形でされてるのかどうかをお伺いしたいんですが。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（仲山茂木君） 太陽光発電につきましては、25年度で設置をさせていただいております。電気代につきましては、市が設置したものでございますので、おおよそでございますけれども、発力からいきますと、大体60万円ぐらいの節減ができるだろうと、三連においての。それは最終的には指定管理のほうから差し引くような形をとるようにはしております。

以上ですけど。

この発電の差し引きにつきましては、この段階ではまだ入れておりません。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 設置したのが25年度です。25年度もここははっきり時期は覚えてませんが、25年度の最後のほうからようやく発電ができたという状況ですから、この数字の中にはほとんど影響はないということです。ですから恐らく26年度。それはまだ実績がないから、まだそういう形で今からのお話で一応しとって、それが実際的に決算の中でどの程度かちゅうことを見るんだろうと思います。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（熊谷鉄夫君） 確かに太陽光を設置いたしまして、本来でございますれば下がるのが当然でございますけれども、実は今、電気自動車のステーションもあそこにつくっております。本来でございますれば、何かチャージをしてしまうのに4時間か5時間ぐらいかかるそうなんですけれども、フルで。今のところちょっと発電量が不足をして

おりまして、1時間半、90分でちょっとお断りをしている状況でございますので、思った以上に発電量がないというふうなところもございまして、今回の予算上に、もちろん今から先は暑くなりますので、当然太陽が出てくれば大きくストックできると思いますけれども、そういうことも加味して計画を立てたところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第30号議案専決処分について、朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありますか。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 施行日についてなんですが、専決ですが、28年の4月とか、27年の4月とかが施行日で上がっておりますけれども、この理由を教えてくださいと思います。

○議長（手嶋源五君） 税務課長。

○税務課長（中山玲子君） 税条例に係る施行日を先の方まで今回、専決処分させていただいてます。これは私ども税を扱うときに、地方税及び税条例に基づいた事務を行っておるわけですが、今般、地方税法の取り扱いがその先の施行日まで一緒に取り込んで税法改正が行われておりまして、税条例を制定するに当たりまして、上位法の地方税法が変わったら、速やかに税条例を変えながら事務を執行するというのが原則だと思っておりますので、確かに先の方で、先で適用する部分がございますけれども、同日に施行を適用させていただくために専決処分をさせていただいてます。

この後、またいろいろ税法改正等がなされていく上で、条例改正がなされたという前提のもとに次の税法改正とかがあるものですから、そういったものまで含むと、先の方ではございますが、専決処分でさせていただいているという内容でございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 私、ちょっと素人なんですけれども、単純にこれを分けて議案として上げていくというのは技術的に難しいということなんですか。

○議長（手嶋源五君） 税務課長。

○税務課長（中山玲子君） 条例の組み立て方の内容になってくると思います。法を制定する決まり事の中で、いろいろ波及をしてよその条文に持っていかせたりとかという細かなところがございまして、法制上、技術的なものでもありますけれども、こちらのほうで見て、一部だけを抜いて条例改正ということは現時点ではなかなか難しゅうございますので、

一括して変えさせていただいております。

○議長（手嶋源五君） 市民環境部長。

○市民環境部長（江藤敦生君） 詳細については今、税務課長が説明したとおりでございますが、今回専決処分をしております案件につきましては、平成26年度の地方税制度の改正に伴うものでございまして、これに伴う閣議決定、それから地方税法等の改正、これに基づくものでございますので、確かに議員御質問されるように施行日の違い、相違がございすけども、一括で地方税の改正ということでの制度改正ということから行ってることで御理解願いたいと思います。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第31号議案専決処分について、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第32号議案専決処分について、平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 国保の特に繰上充用の関係で、一般質問の際も議案質疑でやるということで、部長も課長も心待ちにしていたのではないかと思います、期待に応えるべく御質問します。

そのときに1つ、二、三点あるんですが、今年度が予想よりも繰上充用の部分が少なくなってるんです。去年なんかはもう3億円超してましたから非常に心配しておりました。ところが6億7,800万円が繰上充用で出されております。これが特殊な原因があったのか、普通の伸びであると、やっぱり3億円近く伸びるだろうと、去年からずっと心配しておりましたけども、特殊要因があったのか、なかったのかをここで明らかにしていただきたいというのが1点です。

詳細については、これ環境民生委員会のほうでされますので、私としてはこの機会しかありませんから、概略で結構です。

2点目は、人口減の話一般質問でしたわけですが、国民健康保険、この資料によりますと、24年度段階では大体1万6,300ぐらいだ、そこあたりで推移するのかなと思っておりましたら、1万5,984という25年度の見込みが出されています、資料いただきました。やっぱり減が300人ぐらいに伸びてきてるんです。これについて、今後どのような状況になる可能性があるのか、2040年とは言いませんから、二、三年先ぐらいの見通しで結構です。これが2点目です。

3点目は、これはもう市長に聞かないといかんと思うんですが、私も一般質問で、そし

て委員会でもこの点は指摘されております、これに対する朝倉市としての対応について。これは今後、一般会計からの繰入、あるいは保険料の値上げ、その他、29年度に県のほうが1つの示すという形が出されておりました。しかし、県が入ったからこれが好転するという話では全くないだろうというふうな気がいたしておりますので、3点目は、現在この議案質疑で、今日答弁できる範囲内で、市長に現在の時点の考え方を出示していただきたいと思っております。

3点お願いします。

○議長（手嶋源五君） 保険年金課長。

○保険年金課長（草場千里君） 質問の1点目の特別な要因があったのかということでございますけれども、歳入歳出分けて説明させていただきます。

歳入の分といたしまして、国庫支出金等が約1億3,800万円ほど増加をしております。また、前期高齢者交付金ということで9,500万円ほど増加をしております。そういった補助金関係の部分として歳入といたしましては24年、25年と比べますと2億8,000万円ほどふえております。

歳出のほうです。歳出のほうですけれども、歳出の大部分を占めております医療給付費、この分が1億7,000万円ぐらいふえております。医療費がふえますと、それに対する国とか県の補助金、交付金の関係も若干ふえてきますので、先ほど説明しました歳入のほうも若干ふえたということになります。

また、後期高齢者支援金、それから介護納付金も朝倉市より出さなければいけない部分として、合わせまして5,800万円ほどこの分がふえております。

歳出を合計いたしますと3億9,000万円ほどふえております、24年と25年度を比較しまして。そこで差し引きの1億1,000万円ほどということになっております。

質問の2点目ですが、被保険者数が減少しているというようなところでございます。平成20年度に1万7,494人の被保険者がおられました。平成25年度は、今、議員が説明されましたように、1万5,984名というふうに見込んでおります。この間、1,500名ほど減少し、1年でおおむね300人ずつ減っているというような状況でございます。

この状態につきましては、いろいろな状況があると思っております。一般質問でも御審議がございましたように、人口が減ってくるという中の分もあると思っておりますし、社会保険が出てくる場合もあります。そういった関係で、今後とも300人近くの人数が減っていくものではないかというふうに推測をしてるところです。

以上、説明を終わります。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 国保の問題につきましては、大変御心配をいただいております。合併この方、ずっと国保会計については赤字というような状況の中で、今日推移をしてるわけでありまして。

今、説明しましたように、たまたま25年度につきましては、これは医療費が減ったということじゃなくて、別な要因で赤字の幅が減ったということです。いずれにしても、そういう状況ですので、たとえ29年度に保険者が県にかわるということになるにしても、やはりこれがどういう形でいくのか、今のところまだまるっきりわからないということでありまして、いずれにしても赤字を持ち込んだまま県が受け取るということは考えにくいということを考えますと、やはり2つの、この前も一般質問のところでお答えしましたように、いわゆる保険税の値上げと、もう1つは、今まで朝倉市としてはやってなかった法定外繰入ということも考えていかなきゃならんということで、保険税の値上げについては、国民健康保険運営審議会へ税率改正の諮問を行いたいというふうに考えてます。また、そのことを含めて、市民の皆さん方の理解を得ながらやっていかなきゃならんし、法定外繰入についても当然考えていかなきゃならんというふうに考えてます。

議員御存じのように、国民健康保険という制度設計自体が、現役の比較的健康でお医者にかからんときは違う保険で、リタイアした後、病気に余計かかるときにここにかかわってくるという、そういう構造的な問題というものもありますし、そういうことを考えながら、やっぱりその2つの方法というものを、そう遠くない早い時期にやっていかなきゃならんというふうに考えてます。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 1点目の特別要因、歳入の特別要因によって歳入がふえたということ、これは非常に3億円近く見込んだ時点から見ると喜ばしいことだと。ただ、これが当該年度の話なのか、来年以降、これのような歳入の特殊要因が期待できるものなのか、これはぜひとも今後の審議を含めて保険がどうなっていくのかという大きな要因だろうと思います。国の政策というものが中心でしょうけども、わかる範囲内で教えていただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 保険年金課長。

○保険年金課長（草場千里君） 25年度の歳入の分がふえた分ですけども、この分がまだ平成26年度にもそのままふえてくるかという部分につきましては、まだ見込みが立たないような状況であります。ただ、補助金、交付金等を何とかもらえるような努力はしていかなきゃいけないというふうに担当課として考えてるところです。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第33号議案平成26年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。質疑はありませんか。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 幾つかお聞きをしたいと思います。

まずは7ページの繰越明許費の設定でございますけれども、本件につきましては、補正

予算で2,250万円が繰越明許費の設定がされているわけですが、既に当初予算で2,000万円、雇用対策として計上されておったところであり、補正予算の額は繰越明許費については当初予算分は繰越明許費の設定がなされてないし、今回の補正の分が繰越明許費になってるわけであり、基本的には雇用対策の関係でありますので、やっぱり年度内でこの部分は消化していくのが当然ではないかなというふうに思うわけですが、そこあたりの繰越明許に当初の分はない、補正の分だけが繰越になってくる。あるいは繰越をせざるを得ないその理由、そこら辺をちょっと説明していただきたいと思います。

それから、もう1点は、朝農関係でございますけれども、今、総務費と教育委員会の教育費に予算がそれぞれ上がって、3,800万円と2,020万9,000円が上がっております。このほかにも朝農に関連する予算が計上されておるのか、例えば8款あたりに道路関係の部分として計上されておるのか、そこあたりをひとつ教えていただきたいと思います。

それからもう1つは、21ページの農林水産業費ですが、高収益型の園芸産地育成事業費補助金が上げられておるわけですが、当初予算にも約4,600万円計上をされております。合わせますと約9,000万円ほどの事業費で計上されることになるわけですが、これは市も5%つぎ足しをして、この事業の推進を図られてるところでありますし、たしか3月の補正であったと思いますけれども、昨年の方は大方4,000万円かその程度の減額がなされたという経過があるわけですが、私としてはこういう補助金は有効にぜひとも活用しながら、やっぱり農業振興の活力を図っていただきたいなと思うわけですが、そういうことでこの部分は計画途上ではあると思いますけれども、大丈夫なのかということをお尋ねします。

もう1つは、22ページの商工費ですが、13の委託費にブランド化の委託費としてたしか500万円程度計上されていますが、これはどういうもののブランド化を図ろうとされておるのか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（石井清治君） 今回、労働費の中で補正とあわせて繰越をするということで、この考え方です。

実は緊急雇用の創出事業というのは、平成21年度から毎年毎年、その年の国の補正でついた事業でございます。今回、26年度当初の段階では、国のほうが2月の6日に国会のほうで通りまして、1,020億円の予算の枠、そして県のほうに配分される62億円相当、その2分の1が自治体のほうに回ってくると。3月の末になって各自治体のほうの配分枠が内示があった。

そのことに対して、県とのやりとりの中で、当然過去の実績を踏まえて、朝倉市の段階であれば2,000万円を超えるだろうということで、当初の段階では2,000万円という形の中で組まさせていただきました。最終的に3月の末になりまして、全体枠として4,250万円

という内示が参りました。今回、6月の補正の段階で2,000万円を差し引いた2,250万円の補正を上げたということで、既に当初で2,000万円の枠の中で事業がスタートしてる部分がございます。この分が1,536万2,000円の事業がスタートしておりまして、全体の部分からこの分を差し引きますと2,713万8,000円、この金額を、この緊急雇用というのは事業をスタートして12カ月、丸1年間面倒を見ましょうということでございます。ですから、仮に26年度末、来年の3月に事業がスタートした場合、27年度末まで事業ができる事業です。ですから、あくまでもこれは繰越明許というのは、その枠をとらせてくださいと。すなわち、仮にことしの12月であれば、1年、12カ月間、また事業ができる状態で予算の担保を下さいということで、決して今回補正を上げた分をそのまま近い金額で繰越をするという考え方ではなく、そういう全体の内示額に伴うとこの肉づけをさせた上で、残りの金額を次年度まで使える状態ですということでございます。

それからもう1点、よろしゅうございましょうか、ブランド化事業の分です。ブランド化事業につきましては、ことし実は農商工連携という形の中の切り口で、実際いろんなところで、これは「ちくご元気計画」という事業が実は24年の12月ぐらいから久留米を中心とした県南15自治体の中でスタートしております。朝倉市もこれに参加をしておりまして、そこで培ったノウハウを、今度朝倉市の中でもぜひ取り入れていきたいということで、大きい金額としましては、委託の中での分でございます、440万円ほどの委託料を組ませていただいております。さらにこの分については、県の2分の1の個性ある地域づくり事業の歳入も充当した上で、ブランドをいいものを利用しながら、専門のノウハウを入れながら事業を展開していくという中身の中の事業でございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 今回、朝農跡地活用関係につきましては総務部門、それから教育部門上げとるわけですが、このほかの朝農跡地関係の補正予算は計上はしてありません。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（仲山茂木君） 先ほどの高収益の関係ですけども、確かにことしの3月において、農家さんの都合で減額補正をさせていただいておりました。

今回につきましては、当初予算のほうにはちょっと間に合わなかったちゅう形で上げさせてもらってるところでございます。本来でしたら来年、認定農業者の方が1人で来年計画をしようとしているところでもございましたけれども、それに2人かたられて、息子さんが帰ってこられたという形でもございましたので、そしたらばことしやろうということで、そういう話になりましたので、今回補正という形でとらせていただいております。

5%も入れての、上限を事業費が全事業費として8,700万円程度になりますので、限度額いっぱい5%の300万円、300万円が限度額でございますので、その分も加算させてい

ただいておるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 今の農業振興課の関係は、さっき言いますように、ぜひともこれを実施につながるように、ひとつお願いをしたいと思います、減額しないように。

それから、商工観光課のブランド化の部分は、まだ具体的なものは何をやるというのは今のとこまだ決まっていないということではよろしゅうございましょうか。いいものという、何がいいものかはちょっとわかりませんが、その辺が決まっているのか、決まっていないのか。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（石井清治君） ブランド化事業ということで、名前のほうがかなりメジャーということでありましょうが、実は朝倉市内にはいいものがたくさんあるということで、皆さん存じ上げておるとおりでございます。これを再認識をいたしまして、専門家、先ほどちょっと専門家という話をしましたが、総務省の地域力創造アドバイザー等のいろんなところで指導されてます方を招聘いたしまして、これをどのようにして商品化できるのか、もしくは原価計算とか、あるいはラッピングとか、いろんなことのノウハウを一緒になって考えていこうということの事業です。

実際、1年間かけて、もしくは残りの8カ月、9カ月をかけていいものができるかというのは確かにありましょう。しかし、やることで朝倉市のブランド化構築をするシステムをつくっていききたいという考え方でございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 2点質問いたします。

20ページ、3款民生費ですが、在宅老人福祉事業費、説明によりますと、これは介護予防ポイント制度ということですが、どのような活用がなされるのかお尋ねします。

2点目ですが、先ほどありました緊急雇用創出事業ですが、12月から始めれば12月で、割合単年度事業のようでございますけれども、この事業をどのようにして選ばれるのか、どの事業にこれを使おうということをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） ここに計上させていただいておりますのは、介護予防ポイント制度の経費でございます。まず介護予防ポイント制度というのについて、ちょっと若干説明をさせていただきますが、まだことし内容については関係機関等と協議して決定していくことになるんですが、今、考えておりますのが、例えば市が主催します介護予防教室とか、あと介護施設等でのボランティア活動等々で活動した場合に一定のポイントを付与しまして、ある程度たまったポイントで、例えば現金等に換金するという制度でございます。目的としては介護予防とか、これ高齢者を対象にしております事業で、介護予

防、それと健康づくりの推進を図るとともに、地域の高齢者のボランティア活動を推奨することで、高齢者の社会参加、生きがいづくりを目的としたものでございます。

26年度に計上させていただいてるこの経費については、先ほど申しました関係機関等と協議する協議に係る経費、それとポイント制度、ポイントを付与するポイント手帳というものが要りますので、その印刷費、あとはスタンプ等々、事務経費がございまして、その経費を上げさせていただいております。

ちなみに財源としては国県支出金、県のほうの補助金が50万円を限度にこの制度を県内推進するために補助金がございまして、その財源を活用させていただいております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（石井清治君） 緊急雇用の関係ですが、まず周知につきましては、3月の末の段階から市のホームページの中で、今回緊急雇用といったものの、新規に雇用すればいいというだけではなくて、企業の中でOJT、Off-JTのスキルアップをする研修を必ず組んでくださいというところまで含んだところの新規雇用の1年間でございます。

この分は広報の中でも載せておりますし、実際5月の末までを期限という形の中で周知を図って、今現在、6件の問い合わせがあつておまして、当然、申し込みというか、一応こういう案件の中で事業に取り組みませんかというところの問いに対しての部分で、最終的には、それを本当にこれが適当か否かというのは、事前に計画書を作成いたしまして、県のヒアリングに持ち込んで、この事業であれば、この厚労省の事業に合致しますということで確認をとって、そして執行という形をとっております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） そうしましたら、介護予防のポイント制度というのは朝倉市独自のものではなくて、国か県かの計画のもとに市もやっていくということですか。

それと緊急雇用の件ですが、幾つかの過去のことは市役所内の職員の補充とかに充ててましたが、今回の4,250万円は全部そういう外部の事業対象ということでございましょうか、お尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） 財源としては県の補助金を活用させていただきますが、事業自体は市独自の事業でございます。

県内、全国でもここ何年かでかなりあちこちの自治体で取り組んでるところでございますが、県内でもここ数年で大分同じような制度に取りかかっているとございまして、補助金はありますが、初年度だけで、あとは独自で、その後は介護予防になりますので、介護保険特別会計のほうで支出していくことになります。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（石井清治君） 緊急雇用の分野で直接雇用というのが市職員の臨時的な部分としての補填をする緊急雇用も過去にはございました。昨年からの緊急雇用の一環は、起業支援型ということで、企業が10年以内に創業された部分について特化した緊急雇用でございました。ことしはまた地域人づくり事業ということで、先ほど言いますOJT、Off-JTを企業の中で取り組むことということで、実際、直接雇用の分については24年度をもって直接雇用の分はなくなっております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

10分間休憩いたします。

午後2時21分休憩

---

午後2時31分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第34号議案平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第35号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありますか。12番桑野博明議員。

○12番（桑野博明君） 済みません、食の自立支援事業委託料の債務負担行為の補正であります。限度額が4,247万6,000円増額になってるんですが、理由なり原因を教えてください。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） これ食の自立支援事業、高齢者の配食事業の分でございます。この配食事業は2本の契約をいたしております、調理業務と配達業務と。当初予算で計上しておりました債務負担行為については、調理の分についてのみ計上しておりましたが、今回補正させていただいた分は2つの契約を1本で契約させていただきたく、今回4,000万円ほどの追加をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第36号議案平成26年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第37号議案平成26年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第38号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第39号議案朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第40号議案朝倉市老朽危険空き家の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） この老朽空き家を放置することが公益に反すると認めるという、この認定に至るまでの過程について、御説明お願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 都市計画課長。

○都市計画課長（日野浩幸君） 認定方法ですが、認定の基準については、老朽危険空き家の適正な管理に関する条例、この規則に認定基準を定めております。これは国土交通省の基準に従って市の規則で定めております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） では、具体的にこういう危険家屋があるということは、市の職員の方が回って見られるのか、あるいは申し出があつてするのか、それを見られた後、どなたたちが、これはお金が絡むことでございますので、緊急安全代行措置を行おうとするに至る過程、どのような方たちがかかわって、ここを決定なさるとか、委員会があるのか、そのあたりについてお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 都市計画課長。

○都市計画課長（日野浩幸君） この件につきましては、この条例改正を行うに当たって、庁内で検討会議を行っております。そういったこの認定に関しましては、建築士の現地調査によって行うわけなんです、今回の議案であります緊急安全代行措置、この執行に関

しては検討委員会等で検討することとしております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 考え方をちょっとお聞きしたいんですけども、この条例の3項ですかね、緊急安全代行措置に要した費用を所有者等から徴収することができるという表現になっておるわけですけど、本来であればそういう自分のものは自分で管理を当然すべきものであって、それを怠っておるから行政が代執行的にやろうということのためで、この3項があると思いますけれども、この徴収することができる、非常に緩和された表現になってるんですが、言えば徴収せんでもいいともとれるわけですね。そこあたりの考え方だけをお聞きしたいと思う。

○議長（手嶋源五君） 都市計画課長。

○都市計画課長（日野浩幸君） その表現について御質問受けることが多々あるわけなんですけど、基本的に緊急安全代行措置という形をとる場合について、二通りの考え方があると思います。

1つ目は失踪です。相手方がどうしても連絡がつかない、しかし市民の安全を守らなければいけない、そういったときにはとることができなくても、検討会議でその執行を判断する中でやらなければいけないこともあります。ただ、御本人が見つかった場合については請求するというようなことにはなりません。

同意をとる場合、例えば所有者の方がこちらにいらっしゃらないという場合とか、その御本人でどうしてもできない場合、それを代行してやる、代行する際にはかかる費用についてあらかじめ同意をいただく。そういった中でこちらで代行執行して、最終的にお金をいただくと、そういった二通りの方法が他市町でもそういった形で行われてるようございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 当然委員会付託になるわけでございますので、委員会の中で十分そのあたりを御審議いただきたいと思っておりますけれども、やっぱり行政が壊したから、うちもほったらかしときゃ、行政がまた危険ならどうかするやろうというようなことにならないように、ひとつ執行部も十分に気をつけていただきたいなというふうに思うわけであります。

あとは委員会付託になる、委員会の中で十分御審議いただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（手嶋源五君） 答弁はいいですか。

○9番（田中保光君） いいです。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第41号議案朝倉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第42号議案朝倉市過疎地域自立促進計画(杷木地域)の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。2番半田雄三議員。

○2番(半田雄三君) 小学校の統合に伴う変更だと思うんですけども、新旧対照表のほうを見ていただきまして、変更後のほうに、普通何らかの計画が変更になった場合、従前、それまでの計画なり何なりは、変更であったり、取り消しであったりがあるはずなんですけれども、全部そのまま上乘せになってるような気がいたしますけれども、これについてはどういうことなんでしょうか。

○議長(手嶋源五君) 行政経営課長。

○行政経営課長(井上宏一君) 今回の変更につきましては、新たに追加するという形で変更しておりますので、該当するような事業名につきまして新たに加えたということでございます。

○議長(手嶋源五君) 2番半田雄三議員。

○2番(半田雄三君) 一般質問のときからも出ておりますとおり、厳しい財政状況とかという話が出てきますよね。その中で、例えばこの新しいほうの下から2番目の杷木小学校のプール改修事業とか、下から5番目の学校給食センターの改修工事とか、これについて残す理由がわからないんですけれども。

○議長(手嶋源五君) 行政経営課長。

○行政経営課長(井上宏一君) 変更につきましては、新たな事業につきまして、ないものについては加えていくということで、また既存の既に事業を行ったものについては変更等はこれまで行っていないような状況でございます。そういう中で、既に行ったものにつきましても、今、残ってるような状況でございます。

以上でございます。

○議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第43号議案辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。6番中島秀樹議員。

○6番(中島秀樹君) 木工体験施設について、概略を教えてください。

○議長(手嶋源五君) 行政経営課長。

○行政経営課長（井上宏一君） 内容につきましては、現在、高木清流館のほうに木工体験作業場がございます。この作業場につきましては、研修施設も一緒に兼ねるような狭い状況でございまして、今回、研修所、それからそういう体験する場所を別々につくるような木工体験施設整備事業を行うもので、2階建てを予定してるところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第44号議案甘木市・朝倉町・杷木町新市建設計画の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第45号議案工事請負契約の締結について（市営住宅松の木団地）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第46号議案財産の処分について（建物）を議題といたします。質疑はありませんか。10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） これは菩提寺区会21に財産を無償で処分すると書かれておりますが、この背景をお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） ダム対策室長。

○ダム対策室長（佐藤 朗君） こちらにつきましては、今回提案させていただいております分につきましては、小石原川ダム水源地域整備計画に基づきます水没者の菩提寺集団移転地の集会場の新築事業完成に伴うものでございまして、地元の自治公民館として御活用いただくために、地元管理ということを前提に集会場を所在地であります地縁団体の菩提寺区会21に無償譲渡するものでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第47号議案交通事故による損害賠償について（消防防災課）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第48号議案市道路線の廃止についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第49号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第33号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、27日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時46分散会